会津若松市長 定例記者会見

日時 令和7年6月27日(金) 10時00分~ 場所 庁議室

物価高騰対策·地域内消費喚起事業

会津コイン還元事業について

会津コイン還元事業(地域内消費喚起事業)

■目的

物価高騰等の影響が継続している状況のなか、消費を後押しすることで、市内に店舗がある地域の事業者を支援し、地域内の経済循環を促す。

■事業概要

市内対象店舗で、デジタル地域通貨「会津コイン」による支払いを行った 方に決済金額の25%相当の「会津コイン」を決済日の翌月に還元。 (還元された会津コインは、会津財布アプリの「残高」で確認可能)

■対象期間

令和7年7月1日(火)~令和8年1月31日(土)

※ 還元総額が予算上限(1億円)に達した場合は、早期終了

会津コイン還元事業(消費喚起事業)

■還元上限額

対象期間中、<u>1ユーザーにつき10,000円</u>

会津地域外に本社がある店舗の還元上限額は、<u>1ユーザーにつき5,000円</u> ぜひ、地元のお店でのご利用を!

【地域内店舗例】リオン・ドール、コープあいづ、商店街の個店 など 【地域外店舗例】ヨークベニマル、ドン・キホーテ、ツルハドラック など

■参加方法

- ◎「会津コイン」の
 - ○ユーザーの方

- ➡ 参加申込は不要
- ○ユーザーではない方 ⇒ 事前に「会津財布」アプリのダウンロード、 登録が必要

会津コイン還元事業(消費喚起事業)

■アプリのダウンロードや登録方法を対面でサポート

対面サポートブース

出張!対面サポートブースを2箇所設置します! 会津コインやキャンペーンについて気になること、お困りごとがあればお気軽にお越しください!



場所

東邦銀行 会津営業部

福島県会津若松市大町1丁目10-28

時間

9:30-15:00

場所

ヨークベニマル 門田店

福島県会津若松市天神町22-1

時間

10:00-16:00



参加店舗や一部対象外の商品などの詳細は、市ホームページをご覧ください。

会津コイン還元事業(消費喚起事業)

■地域内消費喚起事業 第2弾

「プレミアム商品券事業」を準備中

1セット10,000円分の商品券を8,000円で販売

○購入単位: 1人3セットまで

○購入申込: 8月1日(金)~8月18日(月)

〇利用期間:10月1日(水)~1月31日(土)

※ 詳細は決定次第、後日お知らせ

〇開催日時

令和7年7月3日(木) 午後6時30分から 午後8時30分まで

〇会 場

會津稽古堂 多目的ホール

プレゼンテーション

150人

- 講演
- 市民の皆様との意見交換 (3)

18:00 開場・ごみ袋の色の投票

18:30 開会

市長プレゼンテーション

「家庭ごみ処理有料化制度について」

18:45 講演:東洋大学名誉教授 山谷 修作 氏

「会津若松市の家庭ごみ処理有料化制度を読み解く

~市民としてどう受けとめるか~」

19:15 休憩

19:30 意見交換・ごみ袋投票結果発表

※意見交換シートをもとに、市民ファシリテーターによる意見交換を行います。

20:30 閉会



東洋大学名誉教授 山谷 修作 氏

1980年4月 東洋大学経済学部助教授

1982年4月 ミシガン州立大学大学院公益事業研究所客員助教授

1987年4月 東洋大学経済学部教授

2019年4月 ごみ減量資料室開設

ごみ減量資料室代表(東洋大学名誉教授)

申込締切:令和7年7月1日(火)

18:00 開場・ごみ袋の色の投票

18:30 開会

市長プレゼンテーション

「家庭ごみ処理有料化制度について」

18:45 講演:東洋大学名誉教授 山谷 修作 氏

「会津若松市の家庭ごみ処理有料化制度を読み解く

~市民としてどう受けとめるか~」

19:15 休憩

19:30 意見交換・ごみ袋投票結果発表

※意見交換シートをもとに、市民ファシリテーターによる意見交換を行います。

20:30 閉会



- 講師 - 東洋大学名誉教授 山谷 修作 氏

1980年4月 東洋大学経済学部助教授

1982年4月 ミシガン州立大学大学院公益事業研究所客員助教授

1987年4月 東洋大学経済学部教授

2019年4月 ごみ減量資料室開設

ごみ減量資料室代表(東洋大学名誉教授)



- **○開催日時**
 - 令和7年7月3日(木) 午後6時30分から午後8時30分まで
- <u>O会</u> 場
 - 會津稽古堂 多目的ホール ※定員150人
- <u>O内</u>容
 - 第1部 ①プレゼンテーション
 - ②講演
 - 第2部 ③市民の皆様との意見交換・ごみ袋投票結果発表 ※手話通訳あり
- ○申込締切
 - 令和7年7月1日(火)まで 電話かFAX、ホームページから環境共生課へ